

地方独立行政法人北海道立総合研究機構研修会・講習会等開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構(以下「道総研」という。)が主催する研修会・講習会等(以下「研修会等」という。)の開催に関し定めるものとする。

(研修会等の開催)

第2条 研修会等を実施する試験研究機関(以下「当該機関」という。)の長は、講義や実習等により、研究成果や知見、ノウハウを伝えるため主催又は共催する研修会等を開催する。

(受講希望者の受講に係る可否)

第3条 当該機関の長は、研修会等の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)の受講に係る可否を決定する。

(受講の承諾)

第4条 当該機関の長から受講の承諾を受けた受講希望者(以下「受講者」という。)は、研修会等を受講することができる。

(設備、機器の使用等)

第5条 受講者は、当該機関の長の承認のもと、道総研が有する設備や機器等を使用することができる。

(受講の取消し)

第6条 当該機関の長は、受講者が当該機関にとって不適切な行為を行った場合、その受講を取り消すことができる。

(受講証明書の交付)

第7条 当該機関の長は、必要に応じて研修会等を修了した受講者に対して受講証明書を交付することができる。

(損害賠償等)

第8条 受講者は、受講者の故意又は重大な過失により当該機関の設備等に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 受講者が、研修会等の開催中に自己の責任により負傷等を被った場合、当該機関は賠償の責任を負わない。

3 当該機関は、研修会等を開催する前に、受講者に対して損害賠償等に係る事項について連絡する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。